

平成 21 年 3 月 30 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

社団法人 信託協会
(会長会社 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社)

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に係る意見について

平成 21 年 1 月 22 日に公表され、コメントの募集が行われた企業会計基準委員会「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」について、下記のとおり意見提出をいたします。

記

【総論】

- ・ 今回の論点整理ペーパーは、国際的な会計基準のコンバージェンスの観点から、平成 23 年を目処として退職給付に関する会計基準等を見直すとしているが、国際的な基準見直しの動向を見極めた上で、日本基準について検討すべきと考える。
- ・ 国際的にも、平成 23 年の後に退職給付会計の包括的見直しの議論が行われる見込みである。今回の論点整理ペーパーでは、細分化した論点ごとに今後の議論の方向性を区分しているが、将来の包括的見直しの議論と直接または間接に影響する点があると考えられるため、平成 23 年を目処とする今回の見直しの範囲は、最低限必要な部分に留めるべきと考える。なお、今回の見直しで影響が出る部分が、包括的見直しの際に逆の影響を受ける可能性もあることに留意する必要がある。

【各論】

[論点 1-2] 退職給付債務及び勤務費用の測定方法

退職給付見込額の期間帰属の方法

- ・ 日本では退職金制度から企業年金制度への移行形態が定年や高勤続部分のみ移行している場合などのように制度単位で見ると給付カーブが複雑な場合がある。また、ポイント制で自己都合減額率がある制度などのように給与（ポイント）と支給率の要素が混在している給付形態もある。仮に退職給付見込額の期間帰属の方法として現行 IAS 第 19 号と同様の方式を採用した場合には、給付算定式基準の解釈の整理が必要となると考える。

[論点 4-1] 数理計算上の差異の会計処理

数理計算上の差異の遅延認識の廃止

- ・ 費用表示のあり方は、債務・資産の法的性格やその変動の原因によって適切なものとするべきであり、国際会計基準や日本基準の財務諸表表示プロジェクトと重大な関係を持つものである。したがって、数理計算上の差異等の費用表示の方法についても、当該プロジェクトの動向を踏まえ、慎重な議論を行うべきである。

以 上